

ドッグランご利用の皆様へ

桜ヶ丘公園ドッグラン利用登録（犬種制限）のお知らせ

日頃はドッグラン利用規約及びルールとマナーについてご理解いただき、都立桜ヶ丘公園ドッグランをご利用いただきましてありがとうございます。

ドッグランは、平成 26 年 4 月 15 日に開園し平成 28 年 2 月末現在約 31,000 件のご利用を頂きました。

開園以来ドッグランは咬傷事故等も発生し、また保護者が目を離したときに小さなお子様が危険な状況になることも発生しています。

ドッグランをより一層安全にご利用いただくために、「都立桜ヶ丘公園ドッグラン利用規約」1. 利用資格〈犬〉(3) **攻撃性の強い犬は入場できません。**

この条項に基づき、他県条例（茨城県動物の愛護及び管理に関する条例）等に定めている特定犬を参考として、28 年度ドッグラン利用登録の制限をさせていただきます。

（下記の特定犬種は平成 28 年度より新規登録及び更新登録はできません）

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 利用資格〈犬〉

(3) 攻撃性の強い犬は入場できません。

【特定犬種】

- ・秋田犬 ・土佐犬 ・紀州犬
- ・ジャーマン・シェパード
- ・ドーベルマン ・グレート・デーン
- ・セント・バーナード
- ・ロットワイラー
- ・アメリカン・スタッフォードシャー・テリア
- ・アメリカン・ピット・ブル・テリア

平成 28 年 4 月 1 日

都立桜ヶ丘公園サービスセンター

都立桜ヶ丘公園ドッグランサポーターズの会